

平塚市サッカー協会フットサル委員会 リーグ運営要綱

第1条 主催

平塚市サッカー協会

第2条 主管

平塚市フットサル委員会

第3条 開催期間

2015年4月1日～2016年3月31日とする。

第4条 会場

ひらつかアリーナ、他

第5条 募集区分

平塚市サッカー協会登録会員チーム及び新規登録希望チーム

第6条 募集チーム

合計30チーム（3部制を予定）

- 1) 締切期限内に申し込みチーム数が定数に満たない場合は、最終に申し込みがあったチーム数を定数とする。なお、追加募集は行わないものとする。
- 2) 申し込みチーム数が定数を超える場合は、フットサル委員会が厳正なる審査を行い決定する

第7条 参加費

平塚市サッカー協会登録金	¥10,000
平塚市フットサルリーグ登録費	¥10,000
平塚市サッカー協会選手登録金	¥800/1人

第8条 参加資格

- 1) 新規登録チームは、別に定める加盟申請書、登録用紙、参加申込書に必要事項を記入し、平塚市サッカー協会の理事会にて承認を受けなければならない。
- 2) SEASON14-15参加チームは参加申込書に必要事項を記入し、提出しなければならない。
- 3) リーグに関する全ての連絡事項等は主にフットサル委員会事務局(以下、事務局という)のパソコンから、各チームのパソコンE-mailへ配信するため、パソコンE-mailと緊急時に配信するための携帯E-mailの両方をチームの代表者・副代表者が保持していること。(尚、携帯E-mailは、事務局からのパソコンE-mailを確実に受け取られるように設定したものとする。)また、パソコン・携帯アドレスを変更した場合は早急に事務局へ連絡することができること。(アドレスが変更し事務局の連絡が受け取れなくなった場合は各チームの責任とし、フットサル委員会事務局は責任を負わないものとする。)
- 4) 平塚市フットサル委員会のリーグ運営会細則・リーグ運営要綱を厳守し、他の参加チーム及び開催会場に迷惑をかけることなく平塚市フットサルリーグに参加できること。
- 5) 会場担当・その他の業務(普及事業・審判業務・定期会議)について責任をもって担当することができるチーム。
(会場担当とは審判報告書の記入・使用許可書の提出など)
- 6) SEASON15-16の前期中にフットサル審判資格4級以上をチームで2名以上取得できるチーム。
- 7) チームの代表者は18歳以上(高校生は不可)でなければならない。

第9条 リーグの編成

- 1) 3部制を基本とし、編成は、委員会にて決定する。(ただし、チーム数によって2部制や1部制とする。)

第10条 表彰

1) 各部の優勝、準優勝、3位チームには、賞状を贈る。

第11条 入れ替え

1) 上位2チームは各上位の部へ昇格し、下位2チームは下部の部へ降格を原則とする。

第12条 競技

1) リーグの試合時間

18分－3分－18分 延長・PK合戦は行わない。

2) 試合開始時間

第1試合：19：20（前半－19：20～19：38ハーフタイム－19：38～19：41 後半－19：41～19：59）

第2試合：20：05（前半－20：05～20：23ハーフタイム－20：23～20：26 後半－20：26～20：44）

3) 試合は、試合開始時に3名の競技者で成立する。

（試合中、チームの競技者数が3人未満[ゴールキーパーを含む]になった場合、当該チームを不戦敗とする。）

4) 交代は登録選手であれば自由に交代を行える。

5) 順位は勝点により決定する。

（イ）勝3点 （ロ）引き分け1点 （ハ）負0点 （ニ）不戦敗－1点

※不戦敗の得点は勝ちチーム5点 負けチーム0点とする。

6) 勝点と同じ場合は次の順序により順位を決定する。

（イ）得失点差 （ロ）得点 （ハ）該当チーム対戦成績

（ニ）順位決定戦（抽選）

7) 各チームは試合前に出場選手が書かれた「指定のメンバー表」を審判・相手チームに提示しなければならない。

8) リーグ戦に出場する選手は、必ず、チームで統一されたユニフォーム、すねあてを着用し、床面に色が移行しないフットサル専用シューズを履くこと。

但し、ユニフォームについては、対戦チームの了解が得られればこの限りではない。

①ビブスによる代替ユニフォーム

②色の違うソックス

③チーム登録書に記載している背番号との不一致

第13条 不戦敗

以下の場合を不戦敗とする。尚、試合を棄権するチームは事前にフットサル委員会事務局・対戦相手へ3日前までに事前連絡する。不戦勝チームが会場担当だった場合、その業務も行う。

1) 試合を無断で放棄した場合

2) 試合を棄権した場合

3) 試合を不成立にした場合

4) 未登録選手、出場停止選手を試合に出場させた場合

5) 自チームの試合前後の審判を履行しなかった場合

第14条 審判

1) 本リーグは一部のローカルルール以外はフットサル競技規則に基づき運営する。

2) 財) 日本サッカー協会の審判委員会に登録された有資格者が行う。

3) 試合開始前会場担当者から審判報告書を預かり、警告・退場対象者をメンバー表で確認し開始する。

4) 審判は試合結果を審判報告書に記入し、不備・脱字がないか確認し、試合後会場担当者に渡す。

5) 審判実行不可能の場合は、代行審判を調整し、事前に事務局・対戦相手へ3日前までに連絡する。尚、代行審判への補償金は一律で1人2時間¥2000である。

6) 天候、その他の事情で、【試合不可能】の判断は、会場担当が決定する。

7) ローカルルールとして4ファウルを採用(5つ目から第2PK)する。
但し、前後半でファウルカウントはリセットする。

8) 審判は、出場選手のユニフォーム、すねあて及びシューズが、第12条 8)

項に遵守したものを着用しているか、確認する義務を負う。

第15条 会場担当

- 1) 当日の試合に関する一切の業務。会場準備・手続き等を行う。
(試合開催日までに渡された、使用許可書<Eメールにて送信、添付>を担当者が印刷し、会場へ持参すること)
- 2) 事前に印刷した審判報告書を審判に提出し確認する。
- 3) 試合結果、報告事項を記入し、次の試合までに、委員会まで連絡する。
- 4) 試合に関わらずトラブルや、怪我などの事故について委員会に報告をする。
- 5) 施設の設備等の破損事項の内容を委員会に報告する。

第16条 罰則

- 1) イエローカード2回あるいはレッドカードを受けた選手は、次の試合を出場停止とする。
- 2) 退場あるいは度重なる警告を受けた選手、また、運営に関して支障を来したチームは規律委員会にかけることとする。
- 3) リーグおよび委員会運営に関して、別紙「リーグおよび委員会運営に関しての違反項目と違反ポイント」に示す違反項目に該当したチームは、違反ポイントが加算され、下記①あるいは②の処分を受ける。
 - ①違反ポイント累積3点以上のチームは、次年度、最下部に降格となる。但し、全試合結果は、有効とする(例えば、リーグ優勝し、次年度、最下部へ降格となることがある)。
 - ②違反ポイント累積6点以上のチームは、違反ポイントが加算された時点で規律委員会にかけることとする。尚、この場合、理由によっては、当該シーズンの出場停止あるいはリーグ登録の抹消など、重い処分を下す場合がある。
- 4) 委員会が主催する大会(サマーカップ・クリスマスカップ等)に運営スタッフとして1度も担当者が参加しなかった場合は規律委員会にかけることとする。尚、この場合、理由によっては、当該シーズンの出場停止あるいはリーグ登録の抹消など、重い処分を下す場合がある。
- 5) 前年度シーズンから続けて、15-16シーズン中に違反ポイントが累積3点以上のチームは違反ポイントが加算された時点で規律委員会にかけるこ

ととする。尚、この場合、理由によっては、当該シーズンの出場停止あるいはリーグ登録の抹消など、重い処分を下す場合がある。

第17条 その他

- 1) リーグ戦での予備日は、原則、リーグ戦予定日が、平塚市サッカー協会・平塚市・ひらつかアリーナなどから、体育館利用の停止を命じられた場合のみ、その代替日程として用いることとする。
- 2) 本細則は、平成23年4月1日より実施する。

(別紙)

リーグおよび委員会運営に関する違反項目と違反ポイント

違反項目	違反ポイント (点)
(1) チーム代表者会議・臨時チーム代表者会議に欠席した場合 (欠席した場合は、チーム代表者会議での決議事項に賛意を表したものとみなして取扱い致します。)	1
(2) 審判勉強会に欠席した場合	1
(3) 委員会が主催する大会に運営スタッフとして各チームの担当者が参加しなかった場合	1
(4) 不戦敗となった場合	1
(5) 会場担当業務を忘れた場合	1
(6) 審判報告書を次のリーグ戦までに提出しなかった場合	1
(7) 会場準備、後かたづけを忘れた場合	1
(8) 自チームの試合前後の審判を履行しなかった場合 1	1
(9) 未登録選手を出場させた場合 (但し、カップ戦に於ける場合は、委員会にて処分を決定する)	6

フットサル委員会：覚え書き

・第5条 不戦敗＞詳細

不戦敗チームは、以下の手順に従って、試合を成立させること。

〇〇年〇月〇日平塚市フットサルリーグ

第一試合（A VS B） 第二試合（C VS D） 会場担当D

（例）Aチームが不戦敗した場合

①. 3日前までに平塚市フットサル委員会事務局・対戦相手B・会場担当D・当日試合であるCに連絡

②. Bのエキシビジョンマッチの対戦相手を探す。

（平塚市フットサルリーグに登録している選手であれば寄せ集めのチームでの対戦が可能。但し、事前に事務局と対戦相手に寄せ集めのチームについて連絡し、事務局と対戦相手・会場担当に寄せ集めチームのメンバー用紙を報告する。平塚市フットサルリーグに未登録の選手が出場した場合、重い処分をAに下す。）

③. 対戦相手②が見つからない場合、Aから2名審判を確保し、第一試合と第二試合を変更して頂くようにCとDに連絡する。変更が可能な場合Aは変更した旨を事務局・Bに報告する。（BがCとDの試合終了後に3チームで交流戦を行えるようにするため）

④. ③が不可能な場合、各部の審判部長、JFA公認審判あるいは審判講習会受講者などから、代行審判を確保する。尚、代行審判には、不戦敗チームが、代行費用として、¥2000/1人・2時間支払う（※）こととする。また、代行審判者の名前を事務局に報告する。

⑤. ②～④が不可能な場合、Bチームには不戦敗チームが審判代行料として、¥3,000/チームを支払う（※）こととする。経過を事務局へ報告する。

（※）お金のやりとりは各チームで行う事とする。

・チーム事情により平塚市フットサルリーグの試合予定日に参加ができなくなった日が、試合の3日以内であれば事務局・対戦相手に直接電話で連絡する。

・チーム登録者で不慮の事故などでご不幸があった場合や気象庁（0463-177の電話番号で確認）で警報の確認ができ、会場担当チームの責任において中止となった場合は、当日の試合を無効とし0-0とする。但し、他の日程において該当チーム内でひらつかアリーナのコートが予約でき代替試合が行える場合や、予備日が前節・後節の終わりまでに体育館の利用停止措置がなく、余っている状態で代替試合が行えるのであればこの限りではない。その結果は有効とする。

尚、余っている予備日については無効試合になった順とする。

平塚市サッカー協会フットサル委員会 リーグ注意事項

- 1) 喫煙は、各公共施設で決められた喫煙エリア以外では、絶対に吸わない。
(尚、本件に関して不祥事が発生した場合、ひらつかアリーナは使用禁止となり、リーグ戦は会場を確保できるまで延期又は、開催中止となる。)
- 2) 公共施設で試合中に施設の破損が生じた場合は早急に委員会に報告する。
但し、試合中以外の破損については各自が責任もって対処をする。
- 3) 不祥事等が発生した場合、平塚市サッカー協会、規律委員会にて処分を決定し、対象チーム、及び対象者に通告する。
- 4) やむをえない事由で試合を棄権する場合は事前に事務局まで連絡をする。
- 5) ナイターリーグ及びカップ戦において2重登録は廃止する。
- 6) 大会期間中の事故、負傷などについてフットサル委員会は一切の責任を負わないものとする。
- 7) 団体名の変更届けなしに、名前を偽って新規に加入することを禁止します。
- 8) 審判用具は各自で忘れずに用意する
(ホイッスル・イエローカード・レッドカード・ストップウォッチ・筆記用具)
- 9) すねあては必ず着用する。
- 10) GK の膝あて、ひじあて以外の装身具の装着禁止。
(相手の同意があれば一部許可しますが、責任は当事者団体とします。)

平塚市サッカー協会 フットサル委員会事務局 連絡先

E メール hiratsuka_futsal_committee@hotmail.com

対応時間 平日 9 時から 19 時